

一日公正取引委員会 in 旭川 北海道事務所

参加費無料

公正取引委員会は、札幌市に地方事務所を設置し、北海道一円を管轄区域として独占禁止法、下請法及び景品表示法の適切な運用や相談対応に努めております。

このたび、公正取引委員会は、旭川市に地方事務所の機能を臨時に設置して、道北地域における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応を行います。

開催日時

令和4年11月16日(水)
10:00~16:00

会場

道北経済センター
(旭川市常盤通1丁目)

無料相談

10:00~16:00
2階 研修室

独占禁止法や下請法に関する御相談・御質問をお受けする「相談コーナー」を開設します。価格交渉に応じてもらえないなど、取引上の問題でお困りの方は、お気軽に御相談ください。

消費者
セミナー

10:00~11:30
6階 研修室

公正取引委員会の職員が独占禁止法・景品表示法について、日常の消費生活に役立つ法律の知識を御紹介します。

下請法
講習会

13:00~15:00
6階 研修室

公正取引委員会の職員が下請法の概要や基礎的な知識について講習を行います。

独占禁止法教室(高校生)

10:50~12:40

(別会場)北海道旭川商業高校

(旭川市曙3条3丁目1番1号)

経済の憲法といわれる独占禁止法について、早い段階からその素養を身に付け、日頃の消費生活や将来社会に出たときに役立つよう、いわゆる出前授業を行います。

独占禁止法教室(大学生)

(別日)令和4年11月15日(火)

10:40~12:10

(別会場)旭川大学

(旭川市永山3条23丁目1番9号)

各プログラムのお申込みについては、裏面を御覧ください。

お問い合わせ先

公正取引委員会事務局北海道事務所 総務課 担当：石井、山田
電話 011-231-6300 (9:00~17:00)



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

申込方法

無料相談

… 予約・申込不要

消費者セミナー

… 要申込

- ◎ 定員：20名（先着順）
- ◎ 申込方法：「電子メール」又は「電話」
 - ▷ 電子メールの宛先：hkdsoumu0416@jftc.go.jp
 - ▷ 電話番号：011-231-6300（担当：総務課 石井・山田）
- ◎ 電子メールの場合は、件名を「消費者セミナー参加希望」とし、本文に次の事項を記載してください。また、お電話の場合は、同内容のことをお伝えください。
『お名前（ふりがな）、お住まいの市町村名、所属団体の名称（個人の場合は不要）』
- ◎ 申込期限：令和4年11月11日（金）15：00まで

下請法講習会

… 要申込

- ◎ 定員：20名（先着順）
- ◎ 申込方法：公正取引委員会ホームページ上の「申込フォーム」
- ◎ 申込期間：令和4年10月17日（月）～11月9日（水）
<申込フォーム>

https://www.jftc.go.jp/kosyukai/form/apply_infos/insert

下請法 基礎講習会



こちらのQRコードを読み取っていただくと、
申込フォームにアクセスできます。



独占禁止法教室(高校生・大学生)

事業者の方、一般の方からの予約・申込は受け付けておりません。

報道機関の方へ

「無料相談」以外のプログラムについて、取材可能です。
取材を御希望の報道機関は、令和4年11月11日（金）15：00
までに下記へ御連絡ください。

【連絡先】

公正取引委員会事務総局北海道事務所 総務課 筒井・石井・山田
電話：011-231-6300（代表）